

【 注 意 】

この資料は、平成27年3月3日現在の国資料等を取りまとめたものです。
最終的な介護報酬告示・留意事項・Q & A・川崎市基準条例等については、次の点に注意し、再確認してください。

㊤ 介護報酬

今後、厚生労働省より算定基準（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（告示第19号）等」・別掲告示（「厚生労働大臣が定める一単位の単価（告示第94号）等」・留意事項通知（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与にかかる部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号通知）等」・「Q & A」等が発出されます。

そのため、平成27年4月1日以降の介護報酬算定に際しては、改定後の内容により請求を行うこととなりますので、必ず、最終的な情報を確認してください。

特に、各種加算は、同一名称の加算でも、算定要件が「加わる」「減る」等の改定が行われるものもありますので、各事業所におかれては、各加算について、加算算定の有無を確認するとともに、改定前・改定後の算定要件も必ず確認してください。

なお、同一名称の加算について、改定後の要件を満たせない場合は、速やかに加算の取り下げ届けを提出するなど、必要な手続きを行ってください。

㊥ 川崎市指定基準条例・考え方

今後、条例改正手続終了後に確定され、施行します。

平成27年4月1日（施行）以降の基準条例・考え方は、川崎市ホームページに掲載しますので、必ず、最終的な情報を確認してください。

なお、変更届の提出が必要な場合には、速やかに所定の手続を行ってください。

㊦ その他の制度改正

今回の制度改正では、前述㊤・㊥の他にも、様々な見直しが行われます。

最終的な情報は、今後、厚生労働省等から随時発出されますので、必ず、確認してください。

※ 情報確認先（ホームページ） ※

ア 独立行政法人福祉医療機構（W A M N E T ワムネット）

（<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>）

イ 厚生労働省

（<http://www.mhlw.go.jp/>）

ウ 川崎市

（<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

エ 神奈川県国民健康保険団体連合会

（<http://www.kanagawa-kokuho.or.jp/kaigohoken/index.html>）

平成27年度川崎市介護報酬改定等説明会資料 目 次

| | | |
|----|---|-----|
| 1 | 平成27年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について (厚生労働省パブリックコメント等 抜粋) | 1 |
| 2 | 平成27年度介護報酬改定 介護報酬単位見直し 関係告示(案) (厚生労働省パブリックコメント等 参考資料 抜粋) | 37 |
| 3 | 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(抜粋) | 125 |
| 4 | 平成27年度介護報酬・留意事項通知案等について | 136 |
| 5 | 介護職員の処遇改善について | 205 |
| 6 | 介護保険制度改正における費用負担に関わる事項 | 215 |
| 7 | 事業者指定係からのお知らせ | 219 |
| 8 | 事業者指導係からのお知らせ | 242 |
| 9 | 平成27年度川崎市高齢社会福祉総合センター等における 研修実施計画について | 252 |
| 10 | 特別養護老人ホーム入居申込手続きの変更について | 257 |
| 11 | 介護予防・日常生活支援総合事業について | 285 |
| 12 | 近隣市町村のサービス利用者の取扱 | 289 |